



金融取引と消費課税

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 日下, 文男 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00001203

金融取引と消費課税

日 下 文 男

目次

- I はじめに
- II 消費課税を考える際の二つのキーワード
 - 1 付加価値・付加価値税とは何か
 - 2 金銭の時間的価値
- III 課税取引か非課税取引か（課税の可否の問題）
 - 1 問題の所在
 - 2 消費税法の構成
 - 3 有価証券等の譲渡及び支払手段等の譲渡
 - 4 利子に対価とする貸付金その他の資産の貸付け
 - 5 信用の保証としての役務の提供
 - 6 信託報酬に対価とする役務の提供
 - 7 保険料に対価とする役務の提供
 - 8 その他の「性格上課税対象とすることになじまないもの」
 - 9 いわゆる「消費になじまないもの」の意味
 - 10 非課税として規定すべき取引は何か
 - (1) 非課税規定の根拠
 - (2) 確認規定か創設規定か
 - (3) 他に非課税とする取引はあるか
 - 11 非課税取引の存在理由と今後の課税のあり方（小括）
 - (1) 非課税取引の存在理由
 - (2) 今後の課税のあり方（非課税取引を絡めて）
- IV 非課税取引か不課税取引か（課税売上割合の計算の問題）
 - 1 問題の所在
 - 2 支払手段、特別引出権の譲渡
 - 3 貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権の譲渡
 - 4 有価証券等の譲渡
 - 5 課税売上割合の算式の分母の考え方
 - 6 今後の課税のあり方（不課税取引を絡めて）（小括）
- V デリバティブ取引と消費課税
 - 1 問題の所在
 - 2 先物取引
 - 3 オプション取引
 - 4 スワップ取引
 - (1) 通貨スワップ
 - (2) 金利スワップ
 - 5 デリバティブ取引に係る消費課税を考える場合の留意事項（小括）
- VI おわりに

I はじめに

金融取引に係る消費課税については、今までほとんど議論されてこなかった。それゆえ、どのような点から検討を加えればよいのかさえ判然としない面もあるが、金融取引に係る消費課税を考える場合、さしあたり次の三つの視点を切り口に検討を加えることとする。

- ① 課税取引か非課税取引か（課税の可否の問題）
- ② 非課税取引か不課税取引か（課税売上割合の計算の問題）
- ③ デリバティブ取引と消費課税

①は、非課税取引を分析してみると、その取引そのもののなかに本来課税になるべき要素を含んでいるものがある。こういった非課税取引に含まれる「課税になる要素」に焦点をあてて、消費税の課税の可否を検討する。①では、消費税法（以下「法」という）に列举されている非課税取引の各規定をつぶさにみていくことにより、付加価値税である消費税が適正に課税されうるかを検討するものである。

②は、①とは逆に、非課税取引そのもののなかに、本来不課税になるべき要素を含んでいるものがある。あるいは、ある非課税取引は、その性質が不課税そのものというべきものもある。②ではこういった非課税取引に含まれる「不課税になる要素」に焦点をあてるものである。

このような検討を行うのは、非課税か不課税かの別が課税売上割合の計算に影響を与えるからである。もともと非課税取引であろうと不課税取引であろうと消費税は課税されないが、課税売上割合の計算において、非課税取引は分母に算入されるが不課税取引は分母に算入されないため、ある取引が非課税か不課税かの違いにより課税売上割合の計算に影響を与え、それが仕入税額控除の額の多寡に結びつくからである。本来「不課税になる要素」をみていくことにより、付加価値税である消費税の本質を明らかにしたい。

③は、①と②が理論的なアプローチを試みたものに対して、より実務的なアプローチを試みたものである。③は、やや技術的な側面をもつものの、金融取引の先端であるデリバティブ取引に係る消費税について課税を考える。この分野は、確立された課税理論があるわけではなく、デリバティブ取引の課税を考えることによって、自ずと様々な金融取引に対する消費課税のあり方がみえてくるであろう。

いずれの命題も、金融取引に係る消費課税を考える際の基本的な事柄である。この命題を検討することによって、さらに高次の問題にも対応できるものと考えられる。

なお、以下の議論に入る前にここで「金融取引」、「金融商品」、「金融資産」、「金融負債」といった用語の定義及びその範囲を明確にする必要がある。

経済学上の定義として、金融資産とは貨幣的な請求権である債務証券を保有者側（債権者

の立場)からみたときの言葉であり、金融負債とは債務証書を発行者側(債務者の立場)からみたときの言葉であり、金融取引とは資金の貸借取引、換言すれば債務証書の売買のことをいう¹⁾。また、金融取引とは、様々な経済主体の間での多種多様な金融資産の売買を通じて、将来と現在、近い将来と遠い将来など、異なる時点の間の資金を移転させる行為である。資金とは購買力を意味し、金融取引とは一定期間の購買力のある経済主体から別の経済主体に移転する行為と言い換えることができる²⁾。

会計学上でも詳細に金融商品等の定義がある。金融商品に関する包括的かつ一般的な会計処理の基準として、1999年1月22日に企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(以下、この意見書の前半部分を「金融商品会計意見書」、後半の基準部分を「金融商品会計基準」という)がある。さらに、上記の金融商品会計基準の設定を受けて、日本公認会計士協会は、実務上の個別問題についての具体的な考え方、判断基準、会計処理および表示方法等を整理統合して、「金融商品会計に関する実務指針」(2000年1月31日、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号、以下、「金融商品会計実務指針」という)を公表している³⁾。

これらの金融商品会計意見書等のなかに、金融商品等の定義がなされている。まず、金融商品とは、金融資産、金融負債及びデリバティブ取引に係る契約を総称していうこととし(金融商品意見書Ⅲ.一.1)、これを二企業間で締結される契約である金融商品を中心に言い換えれば、金融商品とは、一方の企業に金融資産を生じさせ他の企業に金融負債を生じさせる契約、及び一方の企業に持分の請求権を生じさせ他の企業にこれに対する義務を生じさせる契約とする(金融商品会計実務指針3)。次に、金融資産とは、現金、他の企業から現金若しくはその他の金融資産を受け取る契約上の権利、潜在的に有利な条件で他の企業とこれらの金融資産若しくは金融負債を交換する契約上の権利、または他の企業の株式その他の出資証券である(金融商品会計実務指針4)⁴⁾。最後に、金融負債とは、他の企業に金融資産を引き渡す契約上の義務又は潜在的に不利な条件で他の企業と金融資産若しくは金融負債(他の企業に金融資産を引き渡す契約上の義務)を交換する契約上の義務である(金融商品会計実務指針5)⁵⁾。

以上のように、金融資産、金融負債については、経済学上も会計学上もほぼ同様の意味に捉えており、ただ会計学が技術的に対象を見据える場合が多いことから、それらの定義の仕方でも技術的にやや詳細になされている。租税法が会計原則等をもとに議論を展開することが多いため、さしあたり本稿では、金融商品、金融資産、金融負債の定義及びその範囲を会計学上のそれとして議論する。なお、金融取引については、会計学上では明確には定義されていないが、経済学上の定義を鑑みて、本稿では金融資産、金融負債そのものが取り引きされること、当該金融資産、金融負債に付随して取り引きされるもの(利子、信託報酬など)、

リスクを引き受けることにより生じるもの（保険料、保証料など）という意味で考える。

II 消費課税を考える際の二つのキーワード

1 付加価値・付加価値税とは何か

金融取引に係る消費課税を考える際には、消費税が付加価値税である以上、付加価値とは何か、付加価値税とは何かを考えることが必要である。

付加価値の金額の算定には、控除法と加算法がある。付加価値というのは、原材料の製造から製品の小売までの各段階において事業が国民経済に新たに付加した価値のことであり、生産国民所得の観点からは、事業の総売上金額から、その事業が他の事業から購入した土地・建物・機械設備・原材料・動力等に対する支出を控除した金額であり（控除法）、分配国民所得の観点からは、賃金・地代・利子および企業利潤を合計した金額である（加算法）。そして、付加価値税とは、各取引段階の付加価値を課税標準として課税される一般消費税である⁶⁾。

付加価値を考察するには、経済学上の考え方が有用である。つまり、付加価値を「生産要素が投入された結果生み出されたもの」と理解したい⁷⁾。このように、生産要素である資本・労働・土地が生産工程に投入されて財やサービスが生産され、付加価値が生み出されたと考える。したがって、資本・労働・土地が投入されれば、通常は付加価値が生み出される。その過程は次のとおりである⁸⁾。

生産工程に投入

【資本・労働・土地】————→【財やサービスの生産】……………→<付加価値>

要するに、生産要素であるストックは、生産工程に投入されて、その結果フロー化されて利子・賃金・地代に変換するものと考えるのである。フロー化された利子・賃金・地代（場合によっては企業利潤も）が付加価値である。このような見方は、付加価値を加算法的な視点で捉えたものと考えることができる。

金融取引に係る消費課税を考える際には、付加価値を控除法的な視点でみる方法と加算法的な視点でみる方法とがある。現行法の構成からは、付加価値を控除法的な視点で捉えることになるが、それに止まらずに、本稿では加算法的な視点からも付加価値を捉えることとする。

2 金銭⁹⁾の時間的価値 (time value of money)

金融取引に係る消費課税を考える際の二つ目のキーワードとして金銭の時間的価値 (time

value of money) を理解する必要がある。

ツヴィ・ボディ教授およびロバート・C・マートン教授は、金銭の時間的価値を次のようにいう。金銭の時間的価値は、手元の金銭（ドル、マルク、円等）が、将来同じ額を得る以上の価値があるということである。これは、少なくとも次の三つの理由にもとづく。第一は、投資することにより利子（interest）¹⁰⁾ を得ることができるからである。第二は、インフレーション（inflation）により金銭の購買力は変化するためである。第三は、将来得ることが期待される金銭は一般に不確実（uncertain）であるからである¹¹⁾。

このことから、二時点間の資産価額の変化、つまり譲渡損益や評価損益は、「利子（interest）」、「インフレーション（inflation）」、「不確実性（uncertain）」の三つの要素をもつ。なお、不確実性とは、現時点ではそのきざしは見えていないが、将来的に資産の価値に影響を及ぼす事態が生じることをいい、例えば人々の嗜好などが時の経過とともに変化して価値が変化することである（年度によって人々の車の嗜好が変化し、人気車種は価値が上がることなど）。

譲渡損益や評価損益に占める利子、インフレーション、不確実性に相当する部分は、一般的に資本・労働等を投入して生み出されたものでないため、原則的には付加価値ではない。しかし、例えば、不確実性について、あるメーカーが、当初予定はしていなかったが、顧客に対して好イメージを与えるように資本・労働等を投入して自社の商品の価値を上昇させたとするならば、それに相当する商品の値上がり益の部分は付加価値というべきである。このように、資本・労働等の投入が、不確実性等に影響を与えて二時点間の資産価額の変化が生じることがありうる。

金銭の時間的価値の概念は、後述するように株式などの有価証券のキャピタルゲイン（譲渡益）をどのように評価するのか（「課税になる要素」か「不課税になる要素」か）、また課税売上割合の算式の分母に有価証券のキャピタルゲインを算入すべきか否かを判断する場合などに用いる。一般的に、金融資産の譲渡に際しては譲渡益（場合によっては譲渡損）が生じるが、これらは二時点間の資産価額の変化によるものであり、当該譲渡益の性質付けを金銭の時間的価値の概念によって行うものである。

Ⅲ 課税取引か非課税取引か（課税の可否の問題）

1 問題の所在

金融取引については、法別表第一で非課税と規定されているものが多い。しかし、そのおののについて、なぜ課税しないのかといったことや、取引のうちに課税とすべき要素があるにもかかわらずなぜあえて課税しないのか、あるいはそもそも課税対象とすべき要素がないのであるから課税しないのか、といったことが各金融取引について判然としない。

本稿においては、法別表第一の各金融取引の非課税規定を中心に取引ごとにその内容を検討することとする。そして、各金融取引における消費税の今後の課税のあり方を考察する。

以下の記述においては、非課税取引に含まれている本来課税になるべき要素を、「課税になる要素」と呼ぶことにする。また、非課税取引に含まれている本来不課税になるべき要素を、「不課税になる要素」と呼ぶことにする。なお、法4条の課税対象から外れたものを一般的に不課税取引というが、「不課税になる要素」はいったん課税対象に取り込まれたという意味で、不課税取引とは明確に使い分けするものである。

不課税取引も「不課税になる要素」も、いずれも消費税の本質論をなす付加価値が生じていないことを意味している。現行法の規定に沿って考察すると、それぞれの違いは、不課税取引は法4条の課税対象のフィルターを通過せずに弾かれたものであり、他方で「不課税になる要素」はいったん法4条の課税対象のフィルターを通過した後に、法6条別表において非課税取引とされたもの（あるいは非課税取引に混入されたもの）ということができる。

2 消費税法の構成

ある取引が課税取引になるか非課税取引になるかは、まず法の構成をみる必要がある。法4条1項では、消費税の課税の対象として、「国内において事業者が行った資産の譲渡等には、この法律により、消費税を課する」とある。また、法2条1項8号で、資産の譲渡等を「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう」としている。このように、消費税は資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供を課税対象としているが、これは消費税がすべての消費に対して広い範囲で課税対象を捕捉しようとしたため、条文上「資産の譲渡等」という文言を用いたものと考えられる¹²⁾。そこで、金融取引なども、現行法の規定ぶりからして、いったん資産の譲渡等を含め、別途非課税規定を設けて課税対象から除外する構成になっている¹³⁾。

法30条ではいわゆる仕入税額控除の規定が設けられているが、法4条の課税対象の規定と併せて考えると、現行法は控除法的な視点から構成されているともいえる。

法6条は非課税規定であるが、法6条1項で、「国内において行われる資産の譲渡等のうち別表第一に掲げるものには、消費税を課さない」とし、同2項で、「保税地域から引き取られる外国貨物のうち、別表第二に掲げるものには消費税を課さない」としており、それぞれ別表で非課税取引を列挙している。法が列挙した非課税取引のうち別表第一については、大きく二つのグループ、つまり「税の性格から課税対象とすることになじまないもの」というグループと「社会政策的な配慮に基づくもの」というグループとに分けて説明される¹⁴⁾。

このうち、「社債、株式等の譲渡、支払手段の譲渡」や「利子、保証料、保険料」などの

金融取引については、「税の性格から課税対象とすることになじまないもの」にグループ分けされており、以下個別に検討を加えていく。

3 有価証券等の譲渡及び支払手段等の譲渡（別表第一第2号）

法別表第一第2号では、「証券取引法第2条第1項に規定する有価証券その他これに類するものとして政令で定めるもの、外国為替及び外国貿易法第6条第1項第7号に規定する支払手段その他これに類するものとして政令で定めるものの譲渡」を非課税としている。

まず、証券取引法2条1項に規定する有価証券には、代表的なものとして国債、地方債、社債、株式などがある。また、有価証券に類するものとして、施行令9条に規定する、「合名会社、合資会社又は有限会社の社員の持分」、「抵当証券」、「貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権」などがある。例えば、国債100を譲渡して現金100に換えたとしても、そこには資本・労働等の生産要素の投入はなく、したがって付加価値は生み出されていない。単なる「資金の移動」にすぎない¹⁵⁾。また、売掛金100を譲渡して約束手形100を取得したとしても、これも同様に資金の移動にすぎない。金融資産100が他の金融資産100に換わっただけである。

さらに、支払手段の範囲としては、「銀行券、政府紙幣及び硬貨」、「小切手、為替手形、郵便為替及び信用状」、「約束手形」などがあり（法基本通達6-2-3）、支払手段に類するものとして、「国債通貨基金協定第15条に規定する特別引出権」（施行令9条4項）がある。例えば、支払手段である小切手100を譲渡して現金100に換えたとしても、そこには資本・労働等の生産要素の投入はなく、したがって付加価値は生み出されていない。単なる資金の移動にすぎない。金融資産100が他の金融資産100に換わっただけである。

このように、有価証券その他これに類するものの譲渡、および支払手段その他これに類するものの譲渡は、金融資産が他の金融資産に変換しただけであり、そこには資本・労働等の生産要素の投入はなく、したがって付加価値は生み出されていない。この結果、加算法的な視点から考えると、譲渡の対価の額は消費税の課税対象ではなくて、「不課税になる要素」である。

ただし、株式のように取得価額と時価が異なり、譲渡時にキャピタルゲイン（譲渡益）を生じる資産については一考を要する。例えば、ある株式を所有しその取得価額が100であり、時価が120としたときに、株式を時価で譲渡して現金120を手にした場合、うち元本部分の100については資金の移動と考えて、残り20がキャピタルゲインになる。この20をどうみるかであるが、20は二時点間の資産価額の変化により生み出されたもので、金銭の時間的価値（time value of money）である。当該キャピタルゲイン20を生み出した原因は、「利子」、「インフレーション」、「不確実性」であるが、資本・労働等を投入した結果、利子、イ

ンフレーション、不確実性に影響を与えてキャピタルゲイン 20 を生み出したわけではない。すなわち、資本・労働等の投入と利子、インフレーション、不確実性との間には、因果関係はないのである。したがって、付加価値は生じておらず、消費税の課税対象は存在せずキャピタルゲイン 20 は「不課税になる要素」である。

もっとも、ある社員が特殊な技術を発明し、それが商品化されて株価が上昇したというのであれば、資本・労働等が投入され、最初は想定されなかったという意味での不確実な事態が生じたというべきである。この場合は、資本・労働等の投入と不確実性との間には因果関係があるというべきで、キャピタルゲインのうち不確実性に相当する部分は、資本・労働等の投入の結果生み出された付加価値であり、消費税の課税対象であると考えられなくもない¹⁶⁾。

4 利子を対価とする貸付金その他の資産の貸付け（別表第一第 3 号）

法別表第一第 2 号が資産の譲渡であるのに対し、3 号は資産の貸付け、役務の提供を規定する。

利子を対価とする貸付金その他の資産の貸付けは、国債、地方債、社債、新株予約権付社債、投資法人債券、貸付金、預金、貯金又は令第 9 条第 4 項（支払手段に類するもの）に規定する特別引出権の利子をいう（法基本通達 6-3-1）。

利子は、消費になじまないという理由で課税対象とならないとしているが、はたして一概にそうだといえるであろうか。法の構成上は、課税対象を広く捉えてそのなかに利子をいったん取り込むものの、消費になじまないものとして課税対象から除外している。しかし、利子を構成している要素のうち、付加価値は存在しないのであろうか。利子を生み出すのに資本・労働等の投入があったならば、当然に付加価値が生み出され、消費税は付加価値に対して課税されるので、理論上は利子の構成要素の一部に「課税になる要素」が存在することとなる。

中里実教授は、利子についてその構成要素の一部が「課税になる要素」として、具体例をあげて次のように論じられている¹⁷⁾。

（具体例）

A 銀行が預金者から利率 7% で預金を集め、これを企業に対して 12% の利率で貸し出す。B 銀行は、預金者から利率 10% で預金を集め、これを企業に対して 10% で貸し出す。ただし、B 銀行は、預金者からは元本の 3% の口座管理料を、また企業からは元本の 2% の貸付手数料を、明示的な対価として徴収する。B 銀行も結果としては、A 銀行と同様に預金者に対して 7% を支払い、また企業から 12% を受け取ることになる。

中里教授は、利子には、「金銭の時間的価値の要素」¹⁸⁾、「金融機関のサービス提供に対する手数料の要素」、「様々なリスクに対する報酬ないし保険料の要素」があるとされ、次のようにそれぞれを説明される。

- ・【金銭の時間的価値の要素】上記の例にいう 10%は、サービスの対価でも何でもなく、単なる金銭の時間的価値であり、現在のキャッシュフローの価値と将来のキャッシュフローの価値を一定時点における現在価値で比較するための修正項目である。
- ・【金融機関のサービス提供に対する手数料の要素】銀行が預金者に対して提供するサービスの対価は、A 銀行も B 銀行の場合も 3%であり、他方銀行が貸付先企業に対して提供するサービスの対価は 2%である。これらは、銀行が生産したサービスの直接の対価であり、預金者はそれを消費しており、貸付先企業はそれを仕入れている。
- ・【様々なリスクに対する報酬ないし保険料の要素】預金金利は、当該銀行のクレジットリスクを反映して高めに設定されたり低めに設定されたりするし、また貸出金利も当該貸付先企業のクレジットリスクを反映して高めあるいは低めに設定される。このリスクに対応した部分は、原則としては、何らかのサービスの対価ではなく、確率計算にもとづいてなされる移転的な支出であるといつてよい。
- ・利子を構成する要素のうち、消費税の課税を受けるべきであるのは、企業の生産した生産物の対価（預金者から受領する 3%相当額の口座管理手数料と、貸付先企業から受領する 2%相当額の貸付手数料）のみである。

以上のように、中里教授は説明される。

現在のところ、金融機関のサービス提供に対する手数料の要素は、通常銀行取引において明示されないので、税の転嫁や仕入税額控除が事実上不可能である¹⁹⁾。したがって、利子は非課税取引とならざるをえない。

しかし、今後は役務提供の対価を明示し、消費税の課税対象を明らかにしていくことも必要ではなかろうか。消費税の公正な税負担を求めるならば、少なくとも金融機関が収受する利子については、課税対象を明らかにすることが要請される。

施行令 10 条 2 項 9 号では、「割賦販売、ローン提携販売及び割賦購入あっせんの手数料」で、かつ「契約においてその額が明示されているもの」が非課税となる。これは、手数料を利子相当額とみなしての措置であるが、このように、「契約においてその額が明示されているもの」という条件がついて初めて非課税となるのであり、明示されていなければすべて課税取引とされるのである。逆に、金融機関が提供する役務の対価について、利子のうちに占める額を金融機関が明示して消費税の課税対象額を明らかにし、仮に金融機関が役務提供の対価を明示しなければ利子の全額を課税対象とすることも考えられなくもない。

なお、仮に金融取引に係る利子を受取り側で課税するとした場合には、金融機関が支払う

預金利子は、非課税となる家計の預金に対するものと消費税が課税される事業者の預金に対するものとに区分する必要が生じ、また、市場金利が課税、非課税の影響を受けて二分化され市場の混乱を招くことが予想される²⁰⁾。しかし、仮にそうだとした場合、事業者である金融機関が収受する利子については、金融機関が提供する役務の対価に相当する部分を消費税の課税対象としても影響はないものとする。

5 信用の保証としての役務の提供（別表第一第3号）

信用の保証としての役務の提供は、その対価として信用の保証料が非課税になる。信用の保証料も利子と同様に、保証料を構成している要素のうちに、付加価値は存在しないのであろうか。保証料を生み出すのに資本・労働等の投入があったならば、付加価値が生み出され、消費税は付加価値に対して課税されるので、保証料の構成要素の一部に「課税になる要素」が存在する。信用の保証料についても、その一部分を「課税になる要素」として区分することが可能かどうか検討する。以下、具体例をあげて説明する。

（具体例）

あるサラリーマンがA銀行から1000万円の住宅ローンを借りる時に、B信用保証会社に対して、ローン金額の3%である30万円を保証料として支払う。単純な例として、ここに1000万円の住宅ローンを借りる人が100人いるとして、いずれも一律ローン金額の3%である30万円を保証料として支払うとすると、B信用保証会社は100人の借主から3000万円（＝30万円×100人）の保証料を収受することになる。

保証料を支払うことによって、サラリーマンがローンを支払えなくなった時にB信用保証会社が代わりにA銀行に支払うことになっており、これはB信用保証会社にとって、収受した保証料の一部にはリスクを引き受けた報酬の要素が含まれていることを意味する。その意味で何らかの役務提供の対価ではなく、単なるリスクの移転である。そのほかに、保証料の要素には、信用保証のための事務手数料、つまり保証サービスの対価も含まれているはずである。これは、資本・労働等を投入して得たもので、付加価値といえる。

B信用保証会社にとっては、損をしないように保証料の設定を行うはずである。例えば、具体例において過去の経験則から100人のうちの1人が全額1000万円、他の1人が500万円のローンが支払えないとしよう。つまり貸倒れ率が1.5%（＝1500万円／10億円）と見込むのである。そうすると、保証会社にとっては、1.5%を超える保証料をローンの借主から徴収すれば利益が出ることになる。具体例では保証料をローンの3%としているので、3000万円（保証料総額）－1500万円（貸倒れ額）＝1500万円の利益、つまり信用保証の役務の対価をB信用保証会社は得ることになる。この1500万円に対して消費税がかかるのであ

る。貸倒れ額の計算は、法人税法 52 条、同施行令 96 条 2 項に規定する貸倒引当金の繰入限度額の計算を参考にすることができる。すなわち、売掛金や約束手形などの一般売掛債権について、過去 3 年間の平均貸倒実績率を求めてそれを売掛債権に乗じて貸倒引当金の繰入限度額を求めるのである。このように技術的にも貸倒れ額の計算は可能であり、それを保証料総額から控除することによって、信用保証の役務の対価を求めることができる。

通常、このような信用保証の役務の対価は明示されないので、税の転嫁や仕入税額控除が事実上不可能である。信用の保証料のうち、消費税の課税対象ではない、つまり「不課税になる要素」であるリスクの移転の要素と、消費税の課税対象である、つまり「課税になる要素」である信用保証の役務の対価の要素が明確に区分されなければ、信用の保証料は非課税取引とならざるをえない。

信用保証を非課税とする理由として、保証と競合関係にある保険取引が非課税とされていることとのバランスを図る必要からとしているが²¹⁾、消費税の課税対象である付加価値が存在しないという積極的な理由から非課税とするのならまだしも、これは信用の保証料を非課税とするうえで説得的な理由とはいえない。

なお、現行法の課税要件の一つである「役務の提供」という事実行為は、「資産の譲渡」や「資産の貸付け」とは違って、少なくとも労働の投入があることから、付加価値を生み出すことが必然の結果となる（つまり消費税の課税対象になりうる）と考えることができる。したがって、信用の保証としての役務の提供の対価である保証料のうちに、「課税になる要素」が存在するのは必然であるといえる（信託報酬、保険料も同様）。

6 信託報酬を対価とする役務の提供（別表第一第 3 号）

合同運用信託又は所得税法 2 条 1 項 15 号に規定する公社債投資信託若しくは同項 15 号の 2 に規定する公社債等運用投資信託の信託報酬は、非課税になる。信託報酬を非課税とする理由として、合同運用信託、公社債投資信託などの信託は、不特定多数の者から預託された資金を金銭信託や公社債信託として運用するものであり、銀行が小口の預金を数多く吸収して大口の貸付けに運用するものとほとんど相違なく、その結果信託報酬は、非課税とされる銀行の預貸利ざやと実質的には同じ性格を有していることがあげられる²²⁾。この理由も、消費税の課税対象である付加価値が存在しないから課税しないという課税理論上から消費税を課さないとするのではなく、信託報酬が銀行の預貸利ざやと実質的には同じ性格を有しているという比較考量からのもので、信託報酬を非課税とする直接的な理由となるものではない。

信託報酬を非課税とするのは、次のような理由で疑義がある。

第一に、取引形態・内容が異なることがあげられる。銀行と預金者の関係は預金契約に基づくものであり、銀行は預金を預金者の了承なしに運用することができる。他方で、信託会

社と受益者（預金者に当たる）の関係は信託契約に基づくものであり、信託会社は受益者の指図を受けて（直接的には委託者である投資信託委託業者の指図をうけて）、資産運用をすることもある。前者の預貸利ざやを生み出すのは銀行の力量によるものであり、後者の信託報酬を生み出すのは指図型信託の場合には受益者の力量によるところが大きい。このように契約内容は根本的に異なっているのであり、信託会社と受益者の関係はより密接であり、前者と後者は取引形態はまったく異なっている。また、前者は預金者からの預かり金を事業会社等に貸し付けるものであるのに対し、後者は受益者からの預かり金を公社債等で運用するもので、貸付先、運用先など、取引内容が異なる。したがって、銀行は預貯金の受入れの本体自身であるのに対し、他方で信託会社は預かり金を公社債等へ運用するための仲介者としての位置にあり、このように取引形態・内容が異なる以上、何をもって預貸利ざやと信託報酬が同じ性格を有しているかの論拠は乏しく、それぞれを同列に扱うことには問題がある。

第二に、税の中立性が保てないことがあげられる。合同運用信託、公社債投資信託又は公社債等運用投資信託以外の信託報酬は課税されるが、合同運用信託等の信託報酬部分とそれ以外の信託（例えば株式投資信託など）の信託報酬部分とは、信託報酬として性質は同じものであり、一方が課税に服し、他方が課税に服さないのは、課税理論上説明がつきにくい。また、合同運用信託等を優遇することになり、税の中立性が保てない結果となる。

7 保険料を対価とする役務の提供（別表第一第3号）

保険料（厚生年金基金契約等に係る事務費用部分を除く）は、非課税となる。かっこ書については、施行令10条2項に列挙している厚生年金基金などの資産運用について、信託会社が受け取る年金信託の信託報酬が課税されることとのバランスから、保険料についても、一定のものについて事務的経費部分を非課税から除く、つまり課税としたものである²³⁾。

保険料も利子と同様に、保険料を構成している要素のうち、付加価値があると考えられることはできないのであろうか。保険料を生み出すのに資本・労働等の投入があったならば、付加価値が生み出され、消費税は付加価値に対して課税されるので、保険料の構成要素の一部に「課税になる要素」が存在する。

中里教授は、保険料の構成要素について、保険役務の対価の部分が「課税になる要素」をなすとともに、リスクの移転部分が課税されない要素であると論じられている²⁴⁾。

通常、このような保険役務の対価は明示されないので、税の転嫁や仕入税額控除が事実上不可能であり、保険料のうち、リスクの移転部分²⁵⁾と保険役務の対価とが区分されなければ、保険料は非課税取引とならざるをえない。

しかし、今後は役務提供の対価を明示し、消費税の課税対象を明らかにしていくことも必要ではなからうか。消費税の適正な税負担を求めるならば、少なくとも保険会社が収受する

保険料については、課税対象を明らかにすることが要請される。

8 その他の「性格上課税対象とすることになじまないもの」

「性格上課税対象とすることになじまないもの」のグループには、金融取引と同様に「不課税になる要素」が含まれている取引がある。それは、郵便切手類、印紙、証紙及び物品切手等（商品券、プリペイドカードなど）の譲渡（法別表第一第4号）である。これらは、金銭を表しているという意味では金融資産であり、その譲渡は金融取引と考えられなくもない。

郵便切手類、印紙、証紙は、現金に代えてこれらを用いることによって国又は地方公共団体が行うサービスの対価等の支払手段というべきであって、消費税がサービスの提供そのものを課税対象としていることから、郵便切手類等の譲渡は非課税としている。また、物品切手等についても、実際に物品等と引き換えた時点において消費税が課税されることから、物品切手等の譲渡の際に課税すると二重課税となるので、物品切手等の譲渡を非課税としているのである²⁶⁾。

したがって、印紙売りさばき所が、1000円の印紙を販売して印紙代金1000円を手にしても、単なる資金の移動であり、資本・労働等を投入して付加価値を生み出したものでないので、すべて「不課税になる要素」である。同様に、酒類卸店が小売店に対してビール券1000円を販売して1000円の現金を得たとしても、これも単なる資金の移動であり、資本・労働等を投入して付加価値を生み出したものでないので、すべて「不課税になる要素」である。

以上のように、非課税規定を個別に検討してきたが、金融資産等の譲渡等が非課税取引とされている真実の理由は、取引そのもののなかに、「課税になる要素」と「不課税になる要素」が混在して区分できないからであり、あるいは取引のすべてが「不課税になる要素」となるからである。

9 いわゆる「消費になじまないもの」の意味

以上みてきた金融取引については、「性格上課税対象とすることになじまないもの」、つまり「消費になじまないもの」に分類されている。この消費になじまないということは、一体何を意味するのであろうか。

この命題を検討する前に、経済学上の消費の概念をみってみる。消費とは、人間の欲望を満足させるために、財やサービスを利用したり消耗したりすることをいう²⁷⁾。消費とは、食物を食べたり衣服を着たりするように、生活するために財貨を使用して、それを消耗することをいう²⁸⁾。消費とは、財やサービスが利用されて、有用性がなくなってしまうことをいう²⁹⁾。

このような定義から、消費の概念として「消耗」や「有用性がなくなる」といったキーワー

ドがあげられる。これは、財やサービスが消耗する、あるいは有用性がなくなる結果、財やサービスそのものの価値が減少（減価）することとなるのである。例えば、財である万年筆を使用収益すると万年筆の芯がすり減ったり、サービスである清掃業務（仮に10回分あるとする）を1回、1回使用収益すると、サービスの総量が減ってしまう。したがって、有形物か無形物かの違いがあるだけで、いずれもが使用収益によってその価値が減少（減価）するのである。

このように考えると、本来消費という行為（現象）は、資産の譲渡、貸付け、役務の提供によって、譲渡や貸付けを受けた資産や提供を受けた役務が使用収益され、そのことによって資産や役務の価値が減少（減価）することをいうものと考えられる。消費になじまないとされる金融資産の譲渡や貸付けなどは、金融資産そのものを本来使用収益することが目的ではなく、たとえそれをなんらかの形で使用収益したとしても減価しない（例えば、株式を担保にして借入金をしてても当該株式の価値は減少しない）。

また、土地の譲渡、貸付けも消費になじまないものに分類されており³⁰⁾、同様に、土地の譲渡や貸付けによって土地が使用収益されても土地は減価しないため、土地は消費になじまないといわれているのかもしれない³¹⁾。

このように考えてくると、消費になじまないという意味は、譲渡や貸付けを受けた資産を使用収益しても資産が減価しないことをさす。逆に、物理的に資産を、機能的に役務を使用収益することによって、資産や役務が減価する状態を消費したというのであろう。しかし、消費になじまないから、消費税を課税しないということは相当ではない。消費になじまないから課税しないという理由は、消費という物理的現象を捉えて課税の適否を判断しているもので、消費課税の本質（付加価値に対して課税する）とは直接的には関係がない。

10 非課税として規定すべき取引は何か

(1) 非課税規定の根拠

金融取引や土地の譲渡、貸付けについては法別表で非課税と定められている。以上みてきたことから、金融取引等を非課税にしている根拠を分析してみると次のことが分かる。ただし、①の根拠が消費課税における本質的なものであり、②は二次的なものにすぎない。

① 取引に資本・労働等の生産要素の投入がない

有価証券や支払手段の譲渡などがその典型例で、単なる資金の移動であり、資本・労働等の生産要素が投入されておらず付加価値が生み出されていない、とするものである。

② 譲渡や貸付けを受けた資産を使用収益しても減価しない

有価証券や支払手段の譲渡、土地の譲渡、貸付けなどがその典型例で、譲渡や貸付けを受けた資産を使用収益しても減価しない。これをもって、しばしば当該資産が消費に

なじまないといわれる。

(2) 確認規定か創設規定か

取引に資本・労働等の生産要素の投入がない場合には、理論的には付加価値が生み出されておらず、法で非課税と規定しなくても元来が非課税になるものである。したがって、あえて法でこれらに該当する取引を非課税と規定する必要がない。

そうすると、「性格上課税対象にすることになじまないもの」として法別表で金融取引等非課税とされているものは、非課税の事実をあえて確認したという意味での確認規定であるといえる（ただし、前述した利子や保険料に含まれる「課税になる要素」は、「不課税になる要素」との区分が困難という理由から非課税とされているが、ここでは非課税の対象外であるのは当然のことである）。

他方で、社会保険医療などの「社会政策的な配慮に基づくもの」については、元来が課税取引であることをあえて課税しないという意味での非課税取引とすることであるので、このグループに属する取引の非課税規定は創設規定といえる。

(3) 他に非課税とする取引はあるか

株式や債券などの金融商品に類似したものに、書画・骨董、金（gold）などがある。これらに投資することによって、将来キャピタルゲインを得ることも可能となる。これらは、投資対象の資産であり、資本・労働等の生産要素の投入がなく付加価値が生み出されていないと考えることができるとするならば、消費税は課されずその譲渡は非課税になるというべきである。したがって、書画・骨董、金（gold）などの金融類似商品の譲渡については、現行の金融取引を非課税としているバランスから非課税とする余地があるかもしれない。

ただし、書画・骨董などそれらに手を加えて（例えば、保存状況を良くするために各種のメンテナンスを常時施すなど）、当該資産価値を上げたとしたならば、付加価値が生み出されたというべきであり、このため各資産に対する個別の状況（事実）によって非課税か否か判断が分かれるものと考えられる。

11 非課税取引の存在理由と今後の課税のあり方（小括）

(1) 非課税取引の存在理由

以上のとおり、非課税取引を概観してみてその性質を検討してみると、次のことが導き出される。

- ① 金融取引は、加算法的な視点に立って考えてみると、「課税になる要素」と「不課税になる要素」の両方の性格を併せもつものが多く、明確にそれぞれの区分ができないため、

取引の分類上は非課税取引にせざるをえなかった。

金融取引のうち、取引そのものがすべて「不課税になる要素」で占められているもの（支払手段の譲渡など）も、法の構成上資産の譲渡等としていったん課税対象に取り込んだため、その結果、確認的な意味から、非課税取引とせざるをえなかった。

- ② 金融取引以外に、「不課税になる要素」をもつ取引として、土地の譲渡や郵便切手類等の譲渡がある。これらは、いずれも「性格上課税対象とすることになじまないもの」にグループ分けされた取引である。いずれの取引も、通常、資本・労働等を投入して付加価値が生み出されておらず、原則的には譲渡対価のすべてが「不課税になる要素」であると考えられる³²⁾。
- ③ 金融取引は、「課税になる要素」と「不課税になる要素」の両方の性格を併せもつものか、「不課税になる要素」のみの性格をもつものをいう。このことから、少なくとも理論上は、次のように非課税としての金融取引は課税取引と不課税取引の中間に位置するといえる。

課税取引 ⇔ 非課税としての金融取引 ⇔ 不課税取引

- ④ 消費型付加価値税においては、すべての取引は、原始的には課税取引か不課税取引かに分類され、非課税取引のカテゴリーはない。そういう意味からして、非課税取引は後で人為的に定められた取引であるといえることができる。
- ⑤ 社会保険医療などの「社会政策的な配慮に基づくもの」というのは、ある取引について課税取引ではあるが、それを政策上非課税取引とするものである。したがって、社会政策上はもちろんのこと、消費税法に規定はないが、経済政策上例えば信託銀行業界の発展のために、課税取引となる信託報酬を非課税取引とすることはありうる。
- ⑥ 「社会政策的な配慮に基づくもの」に属する非課税取引は、法で定められたまさしく人為的な取引であり、「課税取引をあえて課税しない」という本来の意味での非課税取引と考えられるものは、このカテゴリーに属するものである。
- ⑦ 現行法の課税要件の一つである「役務の提供」という事実行為は、「資産の譲渡」や「資産の貸付け」とは違って、少なくとも労働の投入があることから、付加価値を生み出すことが必然の結果となる（つまり消費税の課税対象になりうる）と考えることができる。したがって、信用の保証としての役務の提供の対価である保証料のうちに、「課税になる要素」が存在するのは必然であるといえる（信託報酬、保険料も同様）。
- ⑧ 金融資産や土地などは、それを使用収益するという目的物ではなく、使用収益した結果減価するというものでもない。したがって、その意味では消費になじまない、あるいは消費行為に当たらないともいえるが、そうだからといって、金融資産の譲渡や土地の譲渡、貸付けを非課税取引とする理由にはならない。消費になじまないから課税しない

という理由は、消費という物理的現象を捉えて課税の適否を判断しているもので、消費課税の本質とは直接的には関係がない。あくまでも付加価値税において、ある取引に課税するか否かの判断基準は、その取引において付加価値が生み出されたか否かにあるのであり、ある取引が消費になじまないから課税しないという判断基準は相当ではない。

⑨ 取引に資本・労働等の生産要素の投入がない場合には、理論的には付加価値が生み出されていない。そうすると、このような非課税規定の根拠からは、法であえて金融取引等を非課税と規定しなくてもよく、現行の非課税規定は非課税の事実をあえて確認したという意味での確認規定といえることができる。

他方で、「社会政策的な配慮に基づくもの」については、元来が課税取引であるものをあえて課税しないという意味での非課税取引とすることであるので、このグループに属する取引の非課税規定は創設規定といえる。

(2) 今後の課税のあり方（非課税取引を絡めて）

以上のような点を踏まえ、消費税の今後の課税のあり方を検討すると次のようなことが考えられる。

① 普通銀行における預貸利ざや、信託銀行における信託報酬（合同運用信託等に係るもの）、保険会社における保険料などは現行では非課税とされている。しかし、金融の自由化、規制緩和の現状のもとで、各金融機関は役務提供のノウハウを開発・蓄積してきており、そういった金融機関は他の金融機関に比して高額な預貸利ざや、信託報酬、保険料などを収受している。いわゆる過去の護送船団方式の横並びではなくなってきている。

また、業務内容の変化により、高収益が期待できる役務提供ビジネスに力を入れる金融機関もあるであろう。そうすると、役務提供の対価が金融機関によってはかなり高額になったり、内容も異なったりしている場合がある。これらの対価に対して、一律非課税にすることは不公平感が生まれるであろう。公平な税負担という意味では、取引の中身を分析・区分して、役務提供の対価の一部について課税することを検討する必要がある。

② 仮に、預貸利ざや等に課税しないのであれば、金融機関に対して特別の恩典を与えることになり、さらに進んで金融機関を擁護、養成することが目的であるならば、経済政策上、課税対象となるものを非課税とするというような課税庁の説明の仕方もありうる。

③ 現在の国税体系においては、税収面からみて所得税・法人税中心の仕組みになっているが、今後、消費税の税率が上がり、基幹税としての役割が所得税・法人税から消費税に移行するならば、消費税の課税面におけるグレーゾーンは見直さなければならざるを

えない。消費税の税収が少ないときは、グレーゾーンの存在はさほど問題にはならないが、基幹税となると公平な税負担は強く要請される。そういう意味で金融取引の非課税規定については、検討の余地が残されている。

- ④ 役務提供の対価が明示されない理由で非課税とするならば、その対価を明示すればよい。金融機関が提供する役務の対価について、利子等のうちに占める額を金融機関が明示して消費税の課税対象額を明らかにし、仮に金融機関が役務提供の対価を明示しなければ利子、信用の保証料や保険料などの全額を課税対象とすることも考慮の一つになるであろう。
- ⑤ 前述したように、信託報酬（合同運用信託等に係るもの）を非課税にする理由は利子との比較によるものであり、また信用の保証料を非課税とする理由も保険料との比較によるものである。いずれも課税理論上での説得的な理由から非課税とするものではない。一般的に、普通銀行よりも信託銀行の方が、保険会社よりも保証会社の方が、より専門性や特殊性が強く事業の性格上は役務提供の度合いが高いと考えられる。そうであるならば、利子よりも信託報酬、保険料よりも信用の保証料の方が、対価のうちに占める課税対象の割合が高いと想定される。したがって、金融取引であるから一律非課税であるというスタンスではなく、金融取引のうちでも優劣をつけて課税対象に取り込む必要があるであろう。
- ⑥ 金融取引には一般的に付加価値税を課税しないという国際的慣行と、金融の国際化という時代の流れのなかで、わが国だけが金融取引に係る利子（保険料なども）に課税を行うと、内外の金融市場に不測の影響を与えることが予想される³³⁾。しかし、金融の自由化、規制緩和などにより、各金融機関独自に金利を決定したり、独自のサービスを提供しうることが可能な現状のもとでは、各金融機関に生じる付加価値の額、内容ともに異なるのであり、それに対して消費税の課税を放置することがかえって不当な結果を生み出すことにもなりかねない。また、国際化の議論のなかでは、こと消費税に限らず他税目、特に法人税などを含めたところで議論することが必要であろう。金融取引に係る消費課税は、国際課税の分野での一つの課題といえるかもしれない。

なお、金融取引には、一般的には付加価値税を課税しないといっても、国によって、また金融取引の内容によって、様々な取扱いがなされている。例えば、ドイツでは、金融サービス（資金取引、株式・債券取引、信用取引など）の提供者は、それが提供先の事業者によって事業目的に使用される場合には、課税してもよいことになっている。さらに、ニュージーランドでは、生命保険は非課税となっているが、火災保険や総合保険、それに保険ブローカーや保険代理店によるサービス（生命保険を除く）などに対しては、付加価値税が課されている³⁴⁾。このように、諸外国において、必ずしも金融取引につい

て一律の取扱いをしているというわけではなく、今後の議論が待たれる。

⑦ 書画・骨董、金（gold）などの金融類似商品は、投資対象の資産であり、資本・労働等の生産要素の投入がなく付加価値が生み出されていないと考えることができるとするならば、消費税は課されずその譲渡は非課税になるというべきである。したがって、書画・骨董、金（gold）などの金融類似商品の譲渡については、現行の金融取引を非課税としているバランスから非課税とする余地があるかもしれない。

ただし、書画・骨董などそれらに手を加えるなどして、各資産に対する個別の状況（事実）によって、非課税か否か判断が分かれものと考えられる。

IV 非課税取引か不課税取引か（課税売上割合の計算の問題）

1 問題の所在

ある取引が非課税取引になるか不課税取引になるかは、結果において消費税が課税されないという意味においては同じであっても、課税売上割合の計算においては、非課税取引のみがその計算式に影響を与えるため、取引が非課税か不課税かの区分は大きな意味をもつ。

課税売上割合が95%未満の場合には、その課税期間の課税仕入れ等に係る消費税額の控除（いわゆる仕入税額控除額）について一定の制限をしている。仕入税額控除額は、個別対応方式においては課税売上対応分に加えて、共通分のうちの課税売上対応分であり、一括比例配分方式においては課税仕入れに係る税額の合計額のうち課税売上対応分である（法30条2項）。この個別対応方式における共通分のうちの課税売上対応分と、一括比例配分方式における課税売上対応分の金額を算定するのに、それぞれの課税仕入れに係る税額に課税売上割合を乗じて最終的に当該期間の仕入税額控除額が算出される。

○ 課税売上割合の計算（法30条6項、施行令48条1項）³⁵⁾

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{税抜課税売上高} + \text{免税売上高}}{\text{税抜課税売上高} + \text{免税売上高} + \text{非課税売上高}}$$

であり、非課税売上げも分母に含まれる。したがって、非課税売上高が多くなると課税売上割合が低くなり、仕入税額控除額が減少する。

このように、非課税取引であっても課税売上割合の計算上は、分母の非課税売上高に含まれることとなるが、すべての金融取引に係る非課税売上高を分母に算入することとした場合には、金融取引を行ったことにより極端に課税売上割合が圧縮され、本来（本業）の取引における課税売上割合を反映しないものとなる可能性もある。そのため、一定の金融取引については、課税売上割合の計算上、分母に含める非課税売上高を制限している。具体的には、施行令48条2項以降において分母に含める非課税売上高を制限しているが、そのなかには

実務上弊害が生じているものがある。

以下においては、施行令 48 条 2 項以降に規定された「課税売上割合の算式の分母から除外する金融取引」の主なものを検討することとし、そのうち実務上弊害が生じている事項についてのなんらかの解決策をみることにする。特に、非課税取引に含まれる「不課税になる要素」について、加算法的な視点で捉えることによって解決策を探ることとする。これらを通じて現行法が抱える構成上の問題点について考察し、付加価値税の本質から消費税の今後の課税のあり方を検討する。

2 支払手段、特別引出権の譲渡

支払手段（銀行券、政府紙幣、小額紙幣及び硬貨、小切手、為替手形及び約束手形、郵便為替、信用状、電子マネー等）、又は特別引出権の譲渡は、課税売上割合の算式の分母には、含まない（施行令 48 条 2 項 1 号）。

例えば、ある事業者が自ら生産した商品を輸出した際に、商品代金をドルで受け取り、このドルを国内にある外国為替銀行で円に換金したとする。そうすると、輸出の相手方から受け取った対価と、ドルを銀行に売るという譲渡と、売上げが二重に計上されることになるので、課税売上割合の分母が不当に膨らんでくる。そこで、支払手段の譲渡を除いているのである³⁶⁾。

前述したように、支払手段等の譲渡については、資本・労働等の生産要素が投入されておらず付加価値が生み出されていないため、また支払手段等の譲渡は単なる資金の移動のため「不課税になる要素」といえる。施行令 48 条 2 項 1 号で、支払手段等の譲渡を課税売上割合の算式の分母から除外したのは、非課税売上げとして売上げが二重に計上されるからとしているが、少なくとも理論上は、そもそも支払手段等の譲渡は「不課税になる要素」であるので、課税売上割合の算式の分母から除外したと考えることができよう。

3 貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権の譲渡

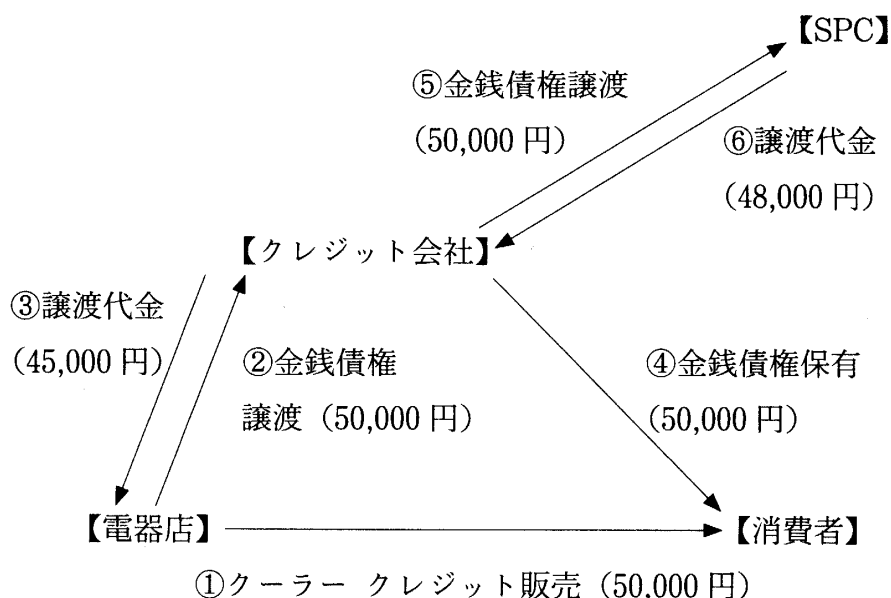
貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権のうち、資産の譲渡等を行った者が当該資産の譲渡等の対価として取得したものの譲渡については、課税売上割合の算式の分母には、含まない（施行令 48 条 2 項 2 号）。

資産の譲渡等の対価として取得した金銭債権（例えば売掛金）は、対価として取得したもので、既に売上げに計上されているから、この金銭債権を第三者に譲渡して現金化した場合、これも売上げに計上すると二重計上になってしまう。そこで、この二重計上を排除するため、その金銭債権の譲渡の対価の額を分母から除くことにしている³⁷⁾。

この点について、実務上次に示す具体例のような問題が生じている³⁸⁾。

(具体例)

今、ある消費者がある電器店からクーラーを購入した対価の支払についてクレジット会社を利用したとしよう。この場合、当該消費者と電器店との支払いの関係は一応は消え、残るのは、当該消費者とクレジット会社との関係である。そして、このクレジット会社が、オリジネーターとして、当該消費者に対する債権を資産流動化のためにSPC(特定目的会社)に譲渡したとしよう。この場合のクレジット会社における消費税の課税関係は、現行法上どのようなになるか。



本件具体例において債権譲渡される金銭債権(上図の⑤)は、クレジット会社にとって、施行令48条2項2号にいう「金銭債権のうち資産の譲渡等を行った者が当該資産の譲渡等の対価として取得したもの」ではない。なぜなら、クレジット会社が債権譲渡する金銭債権は、自らの行った資産の譲渡等の対価として取得したものではないからである³⁹⁾(本件具体例においては、クーラーという資産の譲渡を行うのは、あくまでも電器店である)。したがって、本件具体例の場合、クレジット会社においては、本件金銭債権譲渡は課税売上割合の算式の非課税売上高に含まれ、課税売上割合が減少する結果、仕入税額控除額も減少する。

このように、金銭債権の譲受けにより取得した金銭債権(他社割賦)の譲渡高に関しては、特段これを課税売上割合の算式の分母から除く規定がない。消費税法の制定時(88年施行、89年以降適用)においては、わが国では債権流動化取引がほとんど行われておらず、流動化・資金調達目的によるSPC等への債権譲渡は、当時の立法者にとって想定外の取引であったと推察される⁴⁰⁾。このような事態を放置すれば、新たな債権流動化・証券化スキームに関して、税による軽視できないコストアップ要因となり、銀行借入れなどの他の資金調達手段

に対する優位性を失わせる結果になりかねない。これは税の存在が経済取引に少なからずの影響を与えることにつながり、税が経済取引に対して中立的ではない。

解釈論としては、次のように考えることができよう。すなわち、支払手段等の譲渡のように、本件金銭債権の譲渡については、資本・労働等の生産要素が投入されておらず付加価値が生み出されていないため、また本件金銭債権の譲渡は単なる資金の移動のため「不課税になる要素」である。施行令 48 条 2 項 2 号で、貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権の譲渡を課税売上割合の算式の分母から除外したのは、非課税売上げとして売上げが二重に計上されるからとしているが、本件金銭債権の譲渡については、分母から除外されない。そもそも貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権の譲渡は「不課税になる要素」であるので、少なくとも理論上は、課税売上割合の算式の分母から除外されるものと考えられよう。

抜本的には立法の改正が望まれる。具体的な解決策としては、① 施行令 48 条 2 項 2 号を改正し、本件具体例のようなケースにも広げること、② 後述する有価証券等の譲渡に関する施行令 48 条 5 項を改正し、施行令 9 条 2 項 5 号に掲げる「貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権」の譲渡の場合も含めること、より根本的には、③ 本件設例におけるような取引を「非課税取引」に含めても不都合が生じないように、仕入税額控除の算定方式を改めること、などがあげられる⁴¹⁾⁴²⁾。

4 有価証券等の譲渡

証券取引法 2 条に規定する有価証券（国債証券、地方債証券、社債券、株券、証券投資信託の受益証券等）、及び有価証券に表示されるべき権利、株式の引受けによる権利等の譲渡については、課税売上割合の算式の分母には、当該有価証券等の譲渡対価の額の 5% を含める（施行令 48 条 5 項）。

有価証券の取引は、譲渡の対価の額は一般的には大きいといえようが、これに対応する課税仕入れはごく僅かであることが特色である。そこで、有価証券の譲渡の対価の額を全額分母に入れて課税売上割合を計算すると、本来（本業）の課税売上げに必要な課税仕入れの税額についても控除できない部分が出てきて不合理なことになってしまうので、必要な調整を図っている。例えば、ある会社の本来の事業による売上げが 1,050 でこれに対応する課税仕入れが 735 であり、一方、財テクによる有価証券の譲渡対価が 1,200 でこれに対する課税仕入れが 5 であったとすると、課税売上割合の分母に有価証券の譲渡対価 1,200 をそのまま算入すると、課税売上割合が不当に圧縮されてしまうので、1,200 の 5% である 60 を分母に算入することとしている。有価証券等の譲渡の場合は売買差益が貸付金の利子などに相当し、課税売上割合の分母に算入するのは売買差益相当額とするのが合理的であることから、旧租税特別措置法 37 条の 11（上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税）第 2、4 項の

株式譲渡のみなし所得率である5%（後に5.25%）を採用し、機械的に売却額の一定割合を売買差益とし、分母に算入することとした⁴³⁾。

有価証券等の譲渡についても、資本・労働等が投入されておらず付加価値が生み出されていないため、また有価証券等の譲渡は単なる資金の移動のため「不課税になる要素」である。なお、株式などのキャピタルゲインは、既に検討したように原則的には資本・労働等を投入してキャピタルゲインを生み出したわけでもなく、したがって付加価値が生み出されておらず「不課税になる要素」である。施行令48条5項で、有価証券等の譲渡を課税売上割合の算式の分母に譲渡対価の額の5%を含めることとしたのは、有価証券等の譲渡に係る課税仕入れの金額が少ないからとされている。しかし、そもそも有価証券等の譲渡は「不課税になる要素」であるので、少なくとも理論上は、譲渡対価のすべてが、課税売上割合の算式の分母から除外されるものと考えられることができる。ただし、課税売上割合の算式の分母に譲渡対価の額の5%のみを含めることとしたのは、前述したような妥協的な計算方法を採用したというべきであり、付加価値を考慮した明確な根拠があるわけではない。

5 課税売上割合の算式の分母の考え方

以上、施行令48条の主な規定をみてきたが、金融取引に係る非課税売上げについて、課税売上割合の算式の分母に算入するのは、①二重計上になる場合や、②有価証券等の譲渡の対価の額に比して課税仕入れの金額が極めて少ないことにより、これらの非課税売上げを分母に含めると課税売上割合が不合理な結果となる。これらを考慮して、支払手段の譲渡の場合のように譲渡対価全額を分母から除外したり、有価証券等の譲渡の場合のように譲渡対価の額の5%のみを分母に算入して調整を図っている。これらは、前提として金融取引を非課税取引であると認識して、調整しているのである。

施行令48条は、金融取引を法で非課税としたために生じる弊害を調整する意味をもっている。そして、その弊害が大きいと考えられる、支払手段の譲渡のような金額が大きくて、かつ資金移動となるものを調整の対象とし、金額の少ない利子などは調整の対象外としている。しかし、前述したように、消費課税の原点に戻り、付加価値が生み出されたかどうかで判断し、非課税取引だとされているもののうち「不課税になる要素」を抽出し、これはそもそも課税売上割合の算式の分母に算入されないのであると、理論上は考えることができる。このように考えると、課税売上割合の分母から除外する金融取引を各金融取引の態様に応じて細かく施行令で規定しなくてもすむ。反対に、現行施行令で課税売上割合の分母から除外する金融取引を細かく規定したとしても、前述した譲り受けた金融債権（クレジット債権など）の譲渡の例のように、債権譲渡の対価全額が課税売上割合の分母に算入されて不合理な結果となることもありうる。

また、非課税取引である土地の譲渡については、施行令 48 条では一切規定されていない。土地の譲渡についても、譲渡対価に比して課税仕入れの金額（譲渡手数料など）が極めて少ないのが通例であり、この土地の譲渡対価を課税売上割合の算式の分母に算入すると課税売上割合が不合理な結果となる。土地の譲渡は頻繁には生じないものの、弊害が生じるのは事実である。土地の譲渡については、通常、資本・労働等を投入して付加価値が生み出されてはいない。したがって、原則的には譲渡対価のすべてが「不課税になる要素」であるので、少なくとも理論上は、その譲渡対価が課税売上割合の算式の分母から除外されるものと考えることができよう。

以上みてきたような弊害が生じるのは、現行法の構成上やむをえないことである。これまでみてきたとおり、法 4 条で課税対象を広く捉えたため、「不課税になる要素」もいったん課税対象に取り込んだ後、法 6 条別表第一において非課税とすることとなり、現行の課税売上割合の計算式ではそれらが分母に算入されて計算が歪むのである。課税売上割合の算式の分母の非課税売上高に含まれても計算が歪まない取引は、本来的には、「不課税になる要素」が取引そのものに含まれていない「社会政策的な配慮に基づくもの」に属する非課税売上げである。

金融取引をいったん課税対象とし、その多くを非課税としたまではいいものの、課税売上割合の計算においては、前述したような不合理な結果を招いている。これらは、根本的には「不課税になる要素」を非課税売上げに取り込んだために生じたもので、必然的な結果である。このため、課税売上割合の計算においては、非課税取引から「不課税になる要素」を抽出して除外することが理論上求められるが、現行法の構成上、それは難しいといえる。したがって、現実の解決策としては、課税売上割合の算式を改めることが必要であろう。その方法として、① 金融取引や土地の譲渡、貸付けに係るものを大括りにして、課税売上割合の算式の分母に算入するのを一定限度除外すること、② 課税売上割合の算式の分母に算入するのは、「社会政策的な配慮に基づくもの」に属する非課税売上げのみとし、別途金融取引等に係る課税仕入れに対する税額を何らかの方法で求めて区分すること、などが考えられる。

6 今後の課税のあり方（不課税取引を絡めて）（小括）

以上のことを前提にして、消費税の今後の課税のあり方を不課税取引を絡めて考えてみる。

① 現行法における「資産の譲渡」という概念の解釈をどうみるかである。中里教授は、付加価値の本質にかんがみて、生産や消費（あるいは付加価値）とは無関係の金銭債権の譲渡は、そもそも「資産の譲渡」に含まれないと解すべきなのではないか⁴⁴⁾、として「資産の譲渡」の概念を狭く解釈されている。この考え方は、基本的に妥当であると考えられる。

- ② 前述したクレジット債権の譲渡の問題のように、課税売上割合の計算において非課税売上げが絡むような場合には、前述したとおり、その計算そのものに工夫を加えることが必要である。前述したような算定方式を採用することも一方である。
- ③ 不課税取引は課税対象から外れた取引であり、一方、非課税取引は一度は課税対象にはなったものの消費税が課税されない取引である。結果においては、不課税取引も非課税取引もいずれも消費税が課税されないことにはかわりはない。そういう意味においては、非課税取引から「不課税になる要素」を抽出して区分する実益はあまりない。しかし、前述の課税売上割合の算式における場合などの非課税取引が絡む事例では、加算法的な視点で取引をみると、より現行の消費税の特質が見えてくるとともに、その解決策を考え出すことが可能になる。

V デリバティブ取引と消費課税

1 問題の所在

「原資産」と呼ばれる株式や債券などの特性を条件にして、そこから新しく派生してできた証券や取引契約を「デリバティブ（金融派生商品）」と呼ぶ。デリバティブによる収益（リターン）は原資産の価格の変動やその特性の変化に依存して決まるが、デリバティブ自体は原資産のように直接収益を生み出すわけではない。いいかえれば、デリバティブは「原資産の収益とリスクを再分配するだけ」ということができる。そのため、デリバティブの収益はネット（正味）で必ずゼロになる。つまり、あるデリバティブの買い手が儲かっているときは、必ず売り手が損をしており、売り手が儲かっているときは、必ず買い手が損をしている⁴⁵⁾。

法人税法において、デリバティブ取引⁴⁶⁾に関する規定がされており、法人税法 61 条の 5 において、デリバティブ取引を「金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値との差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であって、財務省令で定めるものをいう」としている。さらに、法人税法施行規則 27 条の 7 で、デリバティブ取引に該当するものとして、具体的に 20 種類の取引が列挙され、規則 27 条の 7 第 1 項 20 号で規定している「その他のデリバティブ取引」の範囲についても、法人税基本通達 2-3-35 において細かく規定されている。

しかしながら、消費税法においては、デリバティブ取引の規定はなく、わずかに法基本通達 9-1-24（先物取引に係る資産の譲渡等の時期）に先物取引に関する消費税の取扱いがあるのみである。以下においては、デリバティブ取引について、金融技術を用いた仕組み上の

区分として、先物取引、オプション取引、スワップ取引ごとに消費税の取扱いを考えてみる。このうち、先物取引、オプション取引については、一般的に公表されている見解（市販されている解説書や事例集などの見解）は、以下に示すように法解釈上妥当であると考えが、スワップ取引については、一般的に公表されている見解について、法解釈上疑義がある。

なお、ここでは加算法的な視点は特に意識はせず、現行法の規定上の解釈での取扱いを考える。

2 先物取引

先物（futures）とは、原資産を将来のある時点（受渡日）に、あらかじめ約定した価格で受渡しする取引のことをいう。例えば、米ドル100万ドルを3カ月後に1ドル=120円で受け渡すといった取引である。先物は対象とする資産や受渡日が標準化され、取引所に上場してから売買される。取引に際しては、将来の受渡しがきちんと履行されるように「証拠金」を積む必要があり、原資産の価格変動とあわせて価値の変化を毎日「値洗い」によって把握しなければならない。値洗いによって当該取引の損失が大きくなれば証拠金を上乘せする必要がでてくる。また、受渡日の前であれば、「反対売買」（先物を購入した場合、反対に売り戻すこと）を行うことによって、「差金決済」（原資産を全く動かさずに売買の差額だけ清算すること）ができる。類似した取引で、当事者同士が交渉によりルールを取り決めたものを「先渡し（forward）」と呼ぶが、相対取引であるため、契約がきちんと履行されるかどうかは相手の信用力に依存することとなる⁴⁷⁾。

法基本通達9-1-24によると、「商品の先物取引を行った場合で、一定の期日までに反対売買することにより差金の授受によって決済したときは、当該先物取引は資産の引渡しを伴わない取引であるから資産の譲渡等には該当しないのであるが、現物の引渡しを行う場合には、当該引渡しを行う日に資産の譲渡等が行われたことになる」としている。このように、差金決済したときは資産の譲渡等に該当せず、受渡日以降に行う現物の引渡しが資産の譲渡等に該当し、課税対象となりうる。なお、現物の商品（例えば穀物や金など）を引渡しした場合には、法別表第一第2号に規定する有価証券等の譲渡や支払手段等の譲渡に当たらないので、非課税取引ではなく課税取引になる。

法基本通達9-1-24は商品先物取引のことを掲げているが、有価証券又は有価証券指数等に係る先物取引においても同様に取り扱われる。例えば、次の先物取引において、転売又は買戻しを行って差金決済をした場合、当該転売又は当初の売付けは原則的には有価証券等の譲渡に該当しない。

- ① 国債先物（証券取引法2条17項に該当）
- ② 日経平均株価指数先物（日経225）（証券取引法2条18項に該当）

③ 東証株価指数先物（TOPIX）（証券取引法 2 条 18 項に該当）

④ 日経株価指数 300 先物（日経 300）（証券取引法 2 条 18 項に該当）

① の受渡日以降に行う現物の引渡しは資産の譲渡等に該当するが、受渡日以前に反対売買をして差金決済したときは資産の譲渡等には該当しない。②、③、④ は、有価証券等の現物を対象とする取引でないことから、つまりすべて差金決済による取引であるから、資産の譲渡等には該当しない⁴⁸⁾。

ただし、株式の場合は、先物取引と混同しやすいものに信用取引があり、信用取引は契約上株券の売買であり⁴⁹⁾、その意味では現物取引であり、転売又は当初の売付けをした場合は資産の譲渡等に該当する。なお、当該譲渡は有価証券の譲渡になるため、非課税取引となる。

以上のことから差金決済による取引については、資産の譲渡等には該当しないから不課税取引となる。また、現物の引渡しを行えば資産の譲渡等に該当することとなり、そのうち法別表第一第 2 号に規定する有価証券等の譲渡は非課税取引となり、穀物などの商品の譲渡は課税取引になる。

3 オプション取引

オプション（option）とは、原資産を将来のある時点（権利行使日）に、あらかじめ約定した価格（行使価格）で購入する権利（コールオプション）又は売却する権利（プットオプション）を売買する取引のことである。権利行使日にしか権利を行使できないオプションをヨーロピアン（European）と呼び、権利行使日より前であればいつでも権利を行使できるものをアメリカン（American）と呼ぶ。オプションは将来の受渡しを現時点で契約するという点で先物取引に類似している。しかし、オプションは、あくまでも「権利」の売買であり、原資産の価格変動と行使価格とを比較して自分の都合が悪くなれば権利を放棄することができる。実際には、これらのオプションを設定しリスクを回避する対価として「オプションプレミアム」を支払わなければならない。よって、権利を放棄した場合はそのプレミアム分だけ損失が発生することになる⁵⁰⁾。

オプション取引の場合、オプション権の設定自体は権利の設定であって、資産の譲渡等ではなく、一種の期待権の設定という取扱いになる⁵¹⁾。これは、権利の原始的設定である。権利の原始的設定としては、デパートが商品券つまり物品切手を発行した場合などがある。法基本通達 6-4-5（物品切手等の発行）では、「事業者が、法別表第一第 4 号ハ（物品切手等の譲渡）に規定する物品切手等を発行し、交付した場合において、その交付に係る相手先から收受する金品は、資産の譲渡等の対価に該当しない」とある。対価を得て行われる資産の譲渡等は消費税の課税の対象となるのであるが、物品切手等の発行は、物品の給付請求権等

を表示する証書の発行行為であり、資産の譲渡とは法的性格が異なるものである⁵²⁾。

したがって、オプションの買い方はオプション料を支払い、オプションの売り方はオプション料を収受するが、その取引は権利の原始的設定でありいずれも不課税取引となる。

また、オプション取引は、権利行使したときに消費税の課税が問題になる。例えば、ある事業者が、ある株式について行使価格 5000 円のコールオプションを購入し、株式の時価が 5500 円になったため、権利行使して 5000 円でこの株式を手に入れてすぐ市場で 5500 円で売却したら（売却益は 500 円）、当該売却は、現物の引渡しがあるので資産の譲渡等が行われたことになるとともに、法別表第一第 2 号の有価証券の譲渡に当たり、5500 円が非課税売上げとなる。逆に、ある事業者が、ある株式について行使価格 5000 円のプットオプションを購入し、株式の時価が 4400 円になったため、市場でこの株式を 4400 円で購入し、権利行使して 5000 円で売却したら（売却益は 600 円）、5000 円が非課税売上げとなる。

4 スワップ取引

デリバティブ取引における消費課税で、スワップ取引におけるそれが最も難解である。

スワップ (swap) とは、契約当事者の間で経済的価値が等しいと判断したキャッシュフローを交換する取引のことをいう。代表的なスワップとしては、固定金利と変動金利など同一通貨の金利支払いを交換する「金利スワップ」や円とドルなど異なった通貨の元利金の交換をする「通貨スワップ」などがある。先物やオプションに比べると歴史は浅いが、取引量は年々増加し、現在ではデリバティブの中心的存在となっている⁵³⁾。

一般的に公表されている見解として、金利スワップ及び通貨スワップは支払手段の譲渡として非課税になるとしており、金利スワップは金利相当額が、通貨スワップは通貨相当額が非課税になるとしている⁵⁴⁾。しかし、これについては法解釈上疑義がある。これらは、取引形態を十分把握していないことからくる事実認定の誤りであると考えられる。以下で検討を加えることとする。

スワップ取引の代表的なものは金利スワップや通貨スワップであり、そのうち基本形は金利スワップであるが、消費税の課税の観点からは通貨スワップからの方が説明しやすいので、通貨スワップ、金利スワップの順に記述する。

(1) 通貨スワップ

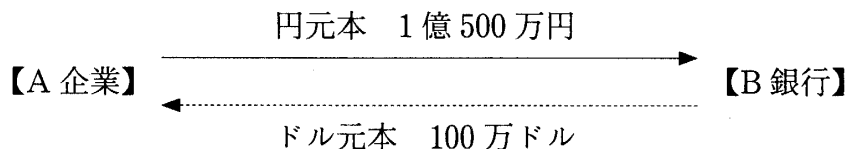
通貨スワップは、あらかじめ合意された為替レートで期初に通貨建ての異なる元本を交換し、一定期間にわたって異なる通貨建ての金利キャッシュフローを交換し、満期時において、やはりあらかじめ合意された為替レートで期初と反対の元本交換を行う取引である⁵⁵⁾。あらかじめ合意された為替レートをスワップレートという⁵⁶⁾。以下、具体例を用いて説明する。

(具体例)

A 企業は B 銀行（日本にある）と期間 5 年の通貨スワップの契約をし、元本については A 企業が円を、B 銀行は US ドルを交換することとする。スワップレートは 1 ドル 105 円とし、A 企業は 1 億 500 万円、B 銀行は 100 万ドルの元本をそれぞれ交換することとする。金利については、円固定金利と US ドル変動金利の 6 カ月ごとの交換である。円固定金利は 5%、US ドル変動金利は 6 カ月 Libor⁵⁷⁾ で最初の 6 カ月 Libor は 3% とする。

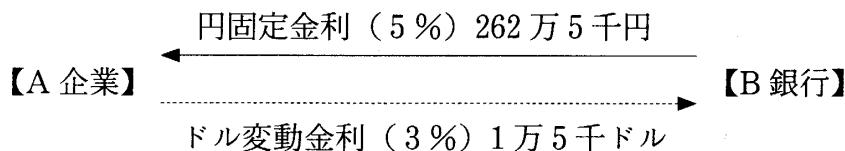
取引の流れは以下のとおりである。

① 契約時



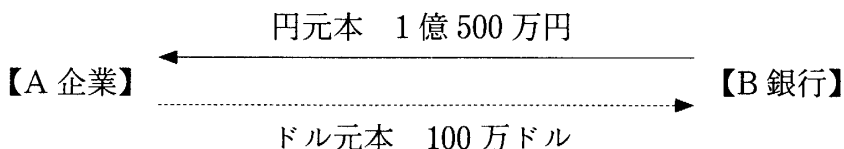
契約時に、A 企業 B 銀行は、取り決めた円元本とドル元本をそれぞれ交換する。

② 契約期間中



6 カ月ごとに、A 企業は、B 銀行から円固定金利を受領し、B 銀行へドル変動金利を支払う。この場合、ドル変動金利は 6 カ月ごとに変わり、お互いの利払いは継続される。上図は最初の 6 カ月の金利の交換を意味している。

③ 契約満期時



契約満期時に円元本とドル元本をそれぞれ返還する。

以上の事実をもとに消費税の課税関係をみてみる。

第一に、元本部分の検討である。一見して通貨スワップという名称から考えても、あるい

は円元本とドル元本との交換は、円貨の譲渡、USドルの譲渡と考えても、法別表第一第2号に規定する支払手段の譲渡に該当して非課税取引になるように思える。しかし、①契約では、契約時に交換した元本を満期時において返還をそれぞれ受けること、②契約時にスワップの相手先に渡した元本に対する金利を契約期間中受領すること、などから考えて、当該元本の交換は、資産の貸付け、つまり法別表第一第3号に規定する利子を対価とする貸付金等に該当すると考えうる。なお、契約時の元本の交換と満期時における元本交換をそれぞれ別個の取引と考えて、契約時と満期時の両方に支払手段の譲渡が発生すると考えることもできないわけではないが、通貨スワップの契約上、契約時と満期時の元本交換は一連の取引とみることが自然であり、当該元本の交換は、支払手段の譲渡ではなく資産の貸付けに該当するとみるべきである。

第二に、金利部分の検討である。第一で元本の交換を資産の貸付けと認定すると、当然のことながら金利部分はそれぞれの資産の貸付け、つまり貸付金の対価である。そうすると、金利部分は、法別表第一第3号に規定する「利子を対価とする貸付金等」に該当し、非課税取引となる。A企業にとっては円元本1億500万円の貸付けの対価は、6カ月円固定金利である262万5千円で、262万5千円（6カ月分）が非課税となる。逆にB銀行にとってはドル元本100万ドルの貸付けの対価は、6カ月ドル変動金利である1万5千ドルで、1万5千ドル（最初の6カ月分）が非課税になる。

以上のように、通貨スワップにおいては、元本の交換は資産の貸付けに相当し、その受取る金利については、非課税売上げとなる。なお、A企業、B銀行にとって、金利の支払いについては、非課税仕入れになる。

(2) 金利スワップ

金利スワップは通貨スワップと違って、元本を必要とせず金利のみの交換を行う。すなわち、金利スワップでは、元本そのものは交換されないが、元本の設定は金利計算の基礎として必要である。こうしたキャッシュフロー交換のベースとなる元本額を、「想定元本 (notional amount)」という⁵⁸⁾。以下、具体例をあげて説明する⁵⁹⁾。

(具体例)

A企業はB銀行と期間5年の金利スワップの契約をし、想定元本を1億円とした。A企業は固定金利5%を受け取り、変動金利6カ月Liborを支払う。最初の6カ月Liborは3%とする。逆に、B銀行は、変動金利6カ月Liborを受け取り、固定金利5%を支払う。

受がなされているのであるから、金利相当部分を非課税取引としてもよいかどうかである。

消費税法の課税物件は法4条で「資産の譲渡等」とし、課税標準は法28条で「課税資産の譲渡等の対価の額」としている。課税物件が資産の譲渡や役務の提供の場合には、課税標準はそれぞれ資産の譲渡の対価の額であるし、役務の提供の対価の額である。しかし、課税物件が資産の貸付けの場合は、その課税標準は法別表第一第3号の「利子を対価とする貸付金その他の政令で定める資産の貸付け」という規定からして、利子である。すなわち資産の貸付けの対価は利子なのである。このように考えると、資産の貸付けという課税物件がそもそも存在しないところに、課税標準は存在するわけもなく、現実に金利の授受がなされていたとしても、金利は消費税の課税対象にはならない。

以上のように、金利スワップにおいては、資産の貸付け（貸付金）は現実には存在せず、したがって課税物件が存在しないため、金利の授受については消費税の課税対象とはならず、不課税取引となる。

金利の授受については、それが非課税取引になろうと不課税取引になろうと、消費税が課税されないという意味では区分する実益はないが、前述した課税売上割合の算出において、その算式の分母に非課税取引であれば算入されるが、不課税取引であれば算入されないことになり、算入の可否によって課税売上割合が異なる結果となる。

5 デリバティブ取引に係る消費課税を考える場合の留意事項（小括）

以上みてきたように、デリバティブ取引に係る消費課税は各取引によって区々であり、難解なものも多い。以上検討してきたことから、次の留意事項が導き出される。

- ① デリバティブ取引の本質は、将来の受渡しを現時点で結ぶ「契約」である。契約であるからどのような内容かを課税を検討する場合において十分に吟味する必要がある。資産（資金）の譲渡なのか資産（資金）の貸付けなのか契約の全体像を把握する。
- ② デリバティブ取引において、現時点（契約時）では原則として元本は必要としない⁶⁰⁾。したがって、元本の移動がないのであり、先物取引における差金決済や金利スワップなどにおいては、資産の譲渡等が生じない。
- ③ 債券などの現物の移動があるか否かを把握する必要がある。現物の移動があれば、資産の譲渡等に該当する。
- ④ スワップ取引などにおいては、ディーラー（仲介業者）が介在することが多い。ディーラーは顧客からマージンを徴収するが、これは役務の提供の対価であるので、消費税の課税対象になる。これらマージンは、金利に含まれて金利として授受されることが多いために、課税はされていない。通常スワップ取引の額は億単位が多く、スワップ市場規模が大きくなると、何らかの方法でマージンを抽出して課税する必要がでてこよう。

VI おわりに

以上のように、三つの視点、① 課税取引か非課税取引か（課税の可否の問題）、② 非課税取引か不課税取引か（課税売上割合の計算の問題）、③ デリバティブ取引と消費課税を切り口として、金融取引に係る消費課税の問題を検討してきた。金融取引については、日々新しい金融技術が開発され、新しい仕組みが構築されており、金融取引を研究するものにとっては、動いているものをつかまえる感覚で臨んでいるようなものである。それゆえ、先の三つの視点は必ずしも最短距離でつかまえたといえないかもしれないが、筆者としては、金融取引に係る消費課税の問題について、基礎的な事柄に絞って考察したものである。どんな複雑な仕組みも、一つ一つの取引は単純であり、その一つ一つの基礎的な取引を把握することによって、複雑な仕組みも解明しうると考えるからである。

金融取引に係る消費課税の問題については、本稿での検討はまだその緒に就いたにすぎない。残された課題は山積している。例えば、金融取引に混在している付加価値を具体的にどうやって抽出するのか（計算方法など）、金融取引に係る消費課税に関して諸外国と日本は今後どう調和を図っていくのかなど、その他多くの問題があるが、それらの研究は今後の筆者の残された課題である。

注

- 1) 金森久雄 荒憲治郎 森口親司 編『有斐閣 経済辞典（第4版）』263、265、266頁（有斐閣、2002）。
- 2) 貝塚啓明 奥村洋彦 首藤恵『金融<エッセンシャル経済学シリーズ>（第2版）』25頁（東洋経済新報社、2002）。
- 3) 金融商品会計意見書の末尾には、「本基準を実務に適用する場合の具体的な指針等については、今後、関係省令を整備するとともに、日本公認会計士協会が関係者と協議のうえ適切に措置することが必要である」と記載されている。
- 4) 具体的な金融資産の例として、円貨、外国通貨、預金、受取手形、売掛金、未収入金、貸付金、他の企業の公社債等、債権の流動化に伴う譲受人の当該債権の受領権、払込金領収証、申込証拠金領収証、新株申込受付票、デリバティブ取引から生じた評価益（正味の債権）、有価証券（株式、出資証券）などがある。日本公認会計士協会 編『金融商品会計・外貨建取引の実務（改訂増補版）』46頁（税務研究会出版局、2001）。
- 5) 具体的な金融負債の例として、支払手形、買掛金、未払金、借入金、社債等、債権の流動化に伴う譲受人の当該債権の引渡義務、債権引受に伴う譲受人の当該債務の引受義務、有価証券売買取引に伴う売り手側の株式等の引渡義務、デリバティブ取引から生じた評価損（正味の債務）などがある。日本公認会計士協会、前掲書、48頁。
- 6) 金子 宏『租税法（第10版）』524頁（弘文堂、2005）。

- 7) 経済学では、人々にとって有用なものを「財」、また人々にとって有用な人間や「もの」の働きを「サービス」という。財やサービスを生み出すことを「生産」といい、財やサービスの生産に必要な基本的な要素を生産要素という。生産要素には、欲望を満たす商品の生産に必要なもので、資本・労働・土地がある。資本とは物的生産手段のことで人間の生産した生産要素で、具体的には工場の機械などをいい、労働とは人手のことであり、土地とは自然から与えられた生産要素を意味し、通常の土地だけではなく石油や鉄鉱石などの天然資源も含まれる。石川秀樹『経済学入門塾< I > マクロ編』22頁（中央経済社、2000）、竹内 啓『現代経済入門』6～7頁（新世社、2001）、荒井一博 花井 敏『経済学入門 ミクロ&マクロ』34頁（中央経済社、2002）など。
- 8) 中里 実『金融取引と課税—金融革命化の租税法—』231頁以下（有斐閣、1998）。中里教授も、付加価値を生産と結び付けて論じられている。
- 9) 大前氏の翻訳では、money を「貨幣」と訳しているが、ここは「金銭」と訳すこととしたい。「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」では、貨幣の種類は、五百円、百円、五十円、十円、五円及び一円の6種類としており（同法5条）、感覚的にも現物のコインの感がぬぐえない。一方、金銭は、通貨としてなど貨幣よりも広い意味で用いられることが多く、また資産の価値という場合の価値に結びつきやすい。
- 10) 大前氏の翻訳では、interest を「金利」と訳しているが、ここは「利子」と訳すこととしたい。利子は金融資産全般の貸付けに対する広い意味での対価であり、金利は貸付金、預金、貯金などの現金等価物の貸付けに対する対価を意味する。利子は金利よりも概念が広い。
- 11) ツヴィ・ボディ、ロバート・C・マートン 大前恵一郎 訳『現代ファイナンス理論（改訂版）』135～136頁（ピアソン・エデュケーション、2001）。原書は、Zvi Bodie and Robert C. Merton『Finance, First Edition』at 101～102（Prentice-Hall, Inc., 2000）。なお、ロバート・C・マートン教授は、有名なブラックショールズ・モデルの研究で、ノーベル経済学賞を受賞した。
- 12) 消費税は、特定の物品、サービスに課税する個別消費税とは異なり、消費に広く薄く負担を求めるとする観点から、課税されるとしている。大蔵省主税局税制第2課 編『消費税法のすべて』3頁（大蔵省印刷局、1989）。このように、「消費に広く薄く負担を求めるとする観点」から、法は課税対象を広く捉えようとしたものと考えられる。
- 13) 諸外国において、金融取引に伴う利子や、保険取引については、受取段階では非課税とされている。木下和夫『税制調査会—戦後税制改革の軌跡—』147頁（税務経理協会、1992）。
- 14) 「税の性格から課税対象とすることになじまないもの」というグループには、「土地の譲渡、貸付けなど」、「社債、株式等の譲渡、支払手段の譲渡など」、「利子、保証料、保険料など」、「郵便切手、印紙などの譲渡」、「商品券、プリペイドカードなどの譲渡」、「住民票、戸籍抄本等の行政手数料など」「国際郵便為替、外国為替など」が属する。

また、「社会政策的な配慮に基づくもの」というグループには、「社会保険医療など」、「介護保険法に基づく居宅サービスなど」、「社会福祉事業など」、「お産費用など」、「埋葬料、火葬料」、「身体障害者用物品の譲渡、貸付けなど」、「一定の学校の授業料、入学金、入学検定料、施設設備費など」、「教科書用図書の譲渡」、「住宅の貸付け」が属する。松崎 也寸志 編『消費税法基本通達逐条解説』256頁（大蔵財務協会、2004）。

- 15) 岩下税理士は、有価証券等の譲渡を非課税とする理由として、有価証券、支払手段の譲渡は消費税が予定している資産の消費に当たらないことおよび単なる資本の振替取引または移転取引であることから消費税の非課税取引としている。岩下忠吾『総説 消費税法』122頁（財経詳報社、2004）。
- 16) 現実に課税が可能かどうかは別問題で、どうやって課税対象額を把握するかなどの技術的な問題が生じる。
- 17) 中里実『金融取引と課税—金融革命下の租税法—』248頁以下、中里実『キャッシュフロー・リスク・課税』21頁以下（有斐閣、1999）。
- 18) 中里教授のいう金銭の時間的価値（time value of money）は、現在のキャッシュフローの価値と将来のキャッシュフローの価値を一定時点における現在価値で比較するための修正項目として捉えられており、ボディ教授とマートン教授のいう金銭の時間的価値（time value of money）の意味あいとは異なる。中里教授のいうそれは、比較的限定した意味で用いられており、狭義の金銭の時間的価値ということができよう。筆者としては、ボディ教授とマートン教授のいうそれを金銭の時間的価値として捉えることとする。
- 19) 中里教授は、「サービスの手数料が明示的に請求される場合が増加すれば、すなわちフィー・ビジネス化が進行すれば、このような問題は生じない」とされる。そして、「今後どうなるかは、すべて市場取引における対価支払形態に依存している」とされる。中里 実『キャッシュフロー・リスク・課税』30頁。
- 20) 岩下忠吾、前掲書、127頁。
- 21) 岩下忠吾、前掲書、128頁。
- 22) 岩下忠吾、前掲書、129頁。大島隆夫 木村剛『消費税法の考え方・読み方（四訂版）』46～47頁（税務経理協会、2004）。
- 23) 大島隆夫 木村 剛、前掲書、47頁。
- 24) 中里教授は、「損害保険契約で、1000人の保険契約者がそれぞれ1万円ずつ保険料を損害保険会社に支払い、そのうちの1人が保険事故にあつて保険金700万円の支払いを受けた場合を考える。この場合、保険会社にとって、300万円が保険役務の対価の部分であり、700万円が全契約者から保険事故にあつた者に対する移転である」と説明される。詳細は、中里実『金融取引と課税—金融革命下の租税法—』267頁以下、中里実『キャッシュフロー・リスク・課税』28頁以下。
- 25) 岩下税理士は、保険取引を非課税とする理由のなかで、リスクの移転については、同一集団内での資金のやり取りであると表現されている。岩下忠吾、前掲書、129頁。
- 26) 岩下忠吾、前掲書、134頁。
- 27) 金森久雄 荒憲治郎 森口親司、前掲書、612頁。
- 28) 都留重人 編『岩波小辞典 経済学』208頁（岩波書店、2002）。
- 29) 竹内 啓、前掲書、6頁。
- 30) 岩下税理士は、土地の譲渡等を非課税とする理由として、土地の譲渡及び貸付けは、消費税が消費に負担を求める「税」であるという性格から土地の譲渡等が消費税の課税対象になじまないことおよび土地の譲渡等は消費そのものではなく、単なる資本の振替ないし移転であることから消

費税の非課税取引としている。岩下忠吾、前掲書、119頁。

- 31) 土地を投資の対象とし、将来のキャピタルゲインを得る目的で購入するという限りにおいては、土地を金融資産ということもできる。また、土地を貸付けることによって、その対価である地代を収受することから、土地の貸付けは時の経過にしたがって一定期間に一定の金銭を生むものであり、このことから土地そのものが金融資産と類似の性格をもつものといえる。
- 32) 土地の譲渡について検討すると、仮に、今ここにある土地の時価が1000万円であるとし、5年後に1300万円で譲渡したとする。すなわち、300万円のキャピタルゲインが生じたことになる。譲渡価額1300万円のうち、1000万円は単なる資金の移動である。1000万円の土地が1000万円の現金等に変換しただけである。生産要素である資本・労働等を投入して付加価値を生み出したものではないので、1000万円部分は「不課税になる要素」である。

そして、キャピタルゲインの300万円部分については、二時点間の資産価額が変化した結果生まれたものであり、その原因としては、「利子」、「インフレーション」、「不確実性」によっている。キャピタルゲインのうち利子、インフレーションに相当する部分については、資本・労働等を投入して付加価値が生み出されたものとは考えがたい。他方で、不確実性については、付加価値が生み出される場合とそうでない場合がある。すなわち、不確実な現象として、当該土地の近隣に鉄道の駅ができて土地が値上がりしたとしても、資本・労働等を投入したわけではないので、付加価値は生み出されない。逆に、当該土地が荒地であったため、思い切って整地したとすると、資本・労働等を投入したことになり、整地費用以上に土地の価額が上昇したということもありうる。この場合は付加価値が生み出されているため、当該不確実性の要素について「課税になる要素」となりうる場合もある。一般に、キャピタルゲインについて、「課税になる要素」と「不課税になる要素」とを明確に区分することが不可能であるので、土地の譲渡は非課税取引とならざるをえない。

なお、キャピタルゲイン部分に「課税になる要素」が存在することは、比較的まれであるため、キャピタルゲインを含む譲渡対価全額を「不課税になる要素」としてもよからう。

- 33) 岩下忠吾、前掲書、127頁。
- 34) 知念 裕『付加価値税の理論と実際』39～40頁（税務経理協会、1995）。
- 35) 条文上は、分母は（「その課税期間の資産の譲渡等の対価の額の合計額」-「資産の譲渡等に係る対価の返還等の金額」）、分子は（「その課税期間の課税資産の譲渡等の対価の額の合計額」-「課税資産の譲渡等に係る対価の返還等の金額」）であるが、非課税売上げを明示するために算式を置き換えた。
- 36) 大島隆夫 木村剛志、前掲書、260～261頁。
- 37) 大島隆夫 木村剛志、前掲書、261頁。
- 38) 中里 実『タックスシュルター』96～102頁（有斐閣、2002）、高橋 正彦『証券化の法と経済学』215～231頁（有斐閣、2004）。以上の記述を参照にして、具体例を掲げた。
- 39) 電器店自らが、消費者に信用を供与して割賦（クレジット）販売する場合を自社割賦という。これに対して、電器店から割賦（クレジット）購入するのをクレジット会社が消費者に斡旋し、最終的にはクレジット会社が消費者に信用供与をするものを他社割賦という。本件具体例は他社割

賦の事案である。

- 40) 高橋正彦、前掲書、224 頁。
- 41) 中里 実『タックスシェルター』100～101 頁、高橋正彦、前掲書、230 頁。
- 42) 現状の対応として、クレジット業界は、2000 年夏以降、国税庁との間で数回にわたる折衝を行った。その結果、流動化目的でのオリジネーターから SPC 等へのクレジット債権の譲渡に関して、仕入税額控除額を算定するにあたっては、課税売上割合に代えて、「課税売上割合に準ずる割合」(法 30 条 3 項)を用いることができることとされ、2001 年 3 月決算期からそうした対応が行われることになった。具体的な考え方としては、債権譲渡部分を一つの事業として捉え、他の事業と分別したうえでそれぞれ別々の課税売上割合を適用する、ということである。それ以来、クレジット各社が個別に国税当局(所轄税務署)と折衝し、自社の課税売上割合に準ずる割合を算出している。高橋 正彦、前掲書、230 頁。
- 43) 大島隆夫 木村剛志、前掲書、265～267 頁。
- 44) 中里 実『タックスシェルター』100 頁。ただし、中里教授も、「このような解釈は現行の消費税法施行令の規定ぶりからして、かなり強引なものであることは事実とし、そのような解釈にこだわるつもりはない」とされている。
- 45) 藤原賢哉 家森信善 編『金融論入門』77 頁(中央経済社、2002)。他に、デリバティブの基本書として、野口悠紀雄 藤井眞理子『金融工学—ポートフォリオ選択と派生資産の経済分析—』138 頁以下(ダイヤモンド社、2000)参照。
- 46) 法人税法においては、デリバティブの後ろに取引を付けてデリバティブ取引としているが、金融実務では一般的にデリバティブとのみ呼んでいる。本稿においては、法人税法の例にならい取引を後ろに付すこととする。先物、オプション、スワップも同様である。
- 47) 藤原賢哉 家森信善、前掲書、78 頁。
- 48) 松崎也寸志、前掲書、467～468 頁。
- 49) 信用取引で株式を買えば、株主優待券の受給権や株主議決権はないが、配当受給権はある。なお、現実には株券の授受はなく、日本証券金融等に株券は保管されている。
- 50) 藤原賢哉 家森信善、前掲書、80 頁。
- 51) 大島隆夫 木村剛志、前掲書、25 頁。
- 52) 松崎也寸志、前掲書、295 頁。
- 53) 藤原賢哉 家森信善、前掲書、80～81 頁。
- 54) 例えば、椿 隆 編『回答実例 消費税質疑応答集』212～214 頁(大蔵財務協会、2004)、木村剛志 編『実務家のための消費税実例回答集(四訂版)』321 頁(税務研究会、2004)など。
- 55) 通常、通貨スワップという場合には、元利金の交換を意味し、元本のみを交換を意味しない。
- 56) スワップレートは、通常銀行間で取り決めがなされている。スワップレートは契約時の市場レートや契約期間の長短などが考慮され、最終的にはスワップ市場の需給によって決められる。一般的には、スワップの相手方の方が優位な立場にある場合が多く、通貨スワップをしようという企業にとって、スワップレートは契約時の市場レートよりも不利な条件のレートになる。例えば、ある日本企業が円をドルとスワップしたいとすると、仮に契約時の市場レートが 1 ドル 103 円で

- あるとすると、スワップレートは1ドル105円のようなレートになる。
- 57) London Inter-Bank Offered Rate。ロンドンのインターバンク（銀行間）預金市場における金利。通常、変動金利として6カ月 Libor が用いられる。
- 58) 野口悠紀雄 藤井真理子、前掲書、152頁。なお、法人税基本通達2-3-35でも、「想定元本とは、通貨の金額、株式の数、重量、若しくは容積その他の単位の数値をいう」としている。
- 59) 具体例については、藤巻健史『藤巻健史の実践・金融マーケット集中講座（下）』75～85頁（光文社、2002）を参照にした。
- 60) デリバティブ取引はオフバランス取引といわれるゆえんである。また、元本が必要ないため、取引相手が倒産してもリスクは回避されるので、デリバティブ取引は信用リスクも大きくならない。